

保護者様

杵築市教育委員会

令和5年度 学校児童生徒就学援助申請受付のお知らせ

杵築市では、杵築市立小中学校に在学する児童及び生徒を養育している保護者で経済的な理由でお困りの世帯を対象に、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として学用品費等の一部を給付する「就学援助制度」を実施しています。

1. 援助を受けることができる世帯(認定基準)

- 杵築市内に住所を有し、かつ杵築市立小中学校に在学する児童生徒の保護者であること。
- 次のいずれかに該当する世帯で教育委員会が就学援助を必要と認定した場合

【認定事項】

- ①生活保護を停止または廃止された世帯
- ②市民税の非課税または減免世帯
- ③国民年金の保険料を減免されている世帯
- ④国民健康保険税の減免または徴収を猶予されている世帯
- ⑤児童扶養手当を支給されている世帯
- ⑥上記の項目に該当しないが経済的に困難である世帯

2. 援助の内容

学校給食費・修学旅行費・医療費・通学費・学用品費（新入学学用品費含む）・校外活動費等の一部
※入学準備金を受給された児童生徒の保護者には新入学学用品費の支給はありません。

3. 申請及び提出

- (1) 申請書は各学校にあります。記入例を参考に必要事項を記入して**学校へ**提出してください。

※年度ごとの申請になりますので、継続の場合も申請が必要です。

※個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。(未就学児を除く)

(これまでに個人番号を就学援助の申請にて記入済みの方につきましては個人番号の記載は不要です。ただし、これまでの申請時に未記入の場合及び何らかの変更または追加等があった場合はその方の記載は必要です。住所のみの変更の場合は記載不要です。)

- 在学学生・・・令和5年2月20日(月)までに学校へ提出してください。小・中学校両方に申請する場合、小学校分の申請書1部はコピーでも可能です。
- 小学校新入学児童・・・令和5年3月17日(金)までに学校へ提出してください。(兄、姉が小中学校に在学している場合は、在学生の申請書に含めて2月20日(月)までです。)
- 中学校新入学生徒・・・令和5年2月20日(月)までに小学校へ提出してください。(中学校に兄、姉が在学している場合は、在学生の申請書に含めて2月20日(月)までです。また、小学校のみ兄弟がいる場合は小学校のみ提出してください。)

- (2) 添付書類について

○上記認定事項の③に該当する場合

国民年金保険料減免通知書の写しが必要です。(同一生計世帯内で国民年金加入義務がある方全員分)

※小・中学校両方で申請する場合、国民年金保険料減免通知書の写しは中学校へ提出してください。

4. 認定

援助の認定の可否は、「認定基準」により教育委員会が決定します。
年度途中で認定要件(申請事由)や世帯の変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。ご連絡がない場合、援助費の返還を求める場合があります。

ご不明なことにつきましては、学校または教育委員会までお気軽にお問い合わせください。

杵築市立	学校
杵築市教育委員会(教育総務課扱い)	電話0977-75-2410